

郵便入札における立会いについて

郵便入札における入札公告・指名通知書中の下記条件については、各入札公告・指名通知書に特段の指定がある場合を除き、次のとおりの取扱いとします。

・「代表立会人として入札参加者の中から2者、予め水道局が立会依頼を行います。」

郵便入札案件にあっては、原則として、代表立会人として入札参加者の中から2者に立会をお願いします。他の入札参加者の立会いは自由とします。代表立会人は、書留・簡易書留・配達記録郵便等に貼付される**バーコードラベルの11桁の数字の末尾が「0」(無ければ0に直近の数字、次いで末尾に近い桁の数字が0に近い順番)**に該当する方とします。依頼を受けた方で代理人が立ち会う場合は委任状を持参して下さい。なお、開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係の無い職員が立ち会います。

